

利用料金について

利用料金一覧表に示す項目については、利用ごとに料金「ポイント」が掛かります。
 一覧表に示すポイントに消費税分を加えたポイント数で課金されます。(1ポイント=1円)

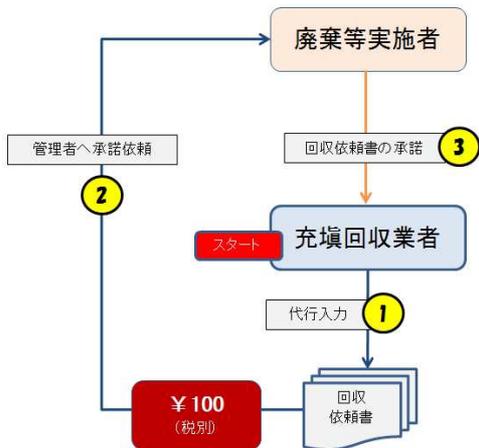
	項目	支払者	内容	ポイント
1 (※1)	点検・整備記録簿 ／機器管理番号	管理者 又は充填回収業者	点検・整備記録簿作成時に機器管理番号 の自動採番を選択した時	500＋税
2 (※1)	点検・整備記録簿 ／機器管理番号	管理者 又は充填回収業者	点検・整備記録簿作成のための機器管理 番号シールを購入する時	600＋税 (現金)
3	点検時／情報処理セ ンターへの登録依頼 又は点検・整備記録 簿登録、再発行	充填回収業者	機器点検後に充填回収業者が登録内容 を管理者へ承諾依頼する時（承諾と共に 情報処理センターへ登録される）	100＋税
4	廃棄時／ 回収依頼書 再発行・破棄	廃棄者又は取次者 又は充填回収業者	最初に行程管理票の回収依頼書を 発行する時 伝票の再発行及び破棄の時	100＋税
5 (※2)	点検時／ 点検・整備記録簿 更新料	管理者又は 充填回収業者	点検・整備記録簿の更新料（有効期間1 年）（有効期間経過後も閲覧や出力は可、 新規入力は更新より1年間有効）	100＋税
6	廃棄時／ 破壊証明書	破壊処理業者	破壊証明書を交付する時	100＋税
7	廃棄時／ 再生証明書	再生処理業者	再生証明書を交付する時	100＋税
8	廃棄時／ 再生・破壊依頼書	省令49条業者	左記の業者が再生・破壊依頼書を発行 する時	100＋税

(※1) 当システムを利用して、点検・整備記録簿作成時に機器管理番号を取得する方法は2通りあります。どちらか一方の方法によりシステムを利用して点検・整備記録簿を作成してください。

点検整備記録簿を作成している場合、簡易点検は無料で登録できます。

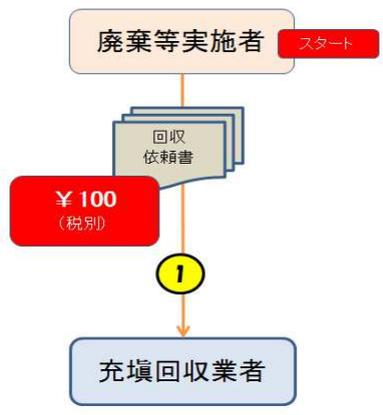
なお、上表2に記載のシール購入については、シールとともに御請求書を郵送します。

(※2) 何年にもわたってシステムを使用せず、再開する場合でも、使用していなかった年分の更新料は不要です。再開した年からの1年分の更新料が必要となるだけです。



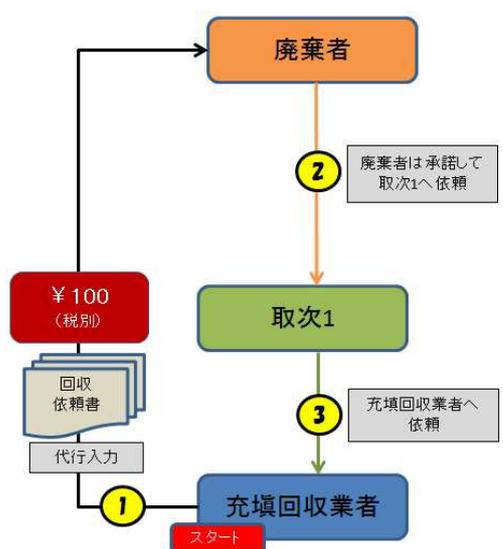
充填回収業者が代行入力して、回収依頼書を作成する方法

充填回収業者が、回収依頼書代行入力して廃棄者へ送る時にポイントが消費されます。



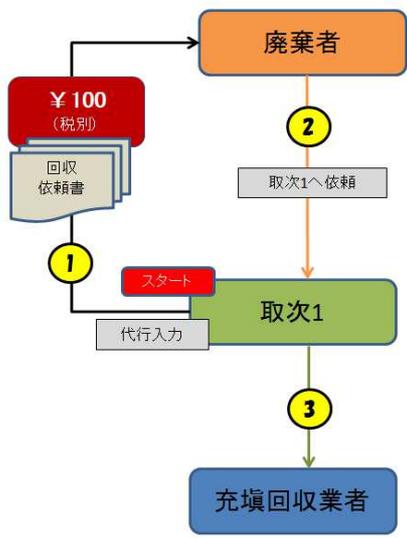
廃棄者が充填回収業者へ直接依頼して回収依頼書を作成する方法

廃棄者が、回収依頼書を入力して、直接回収業者へ送る時にポイントが消費されます。



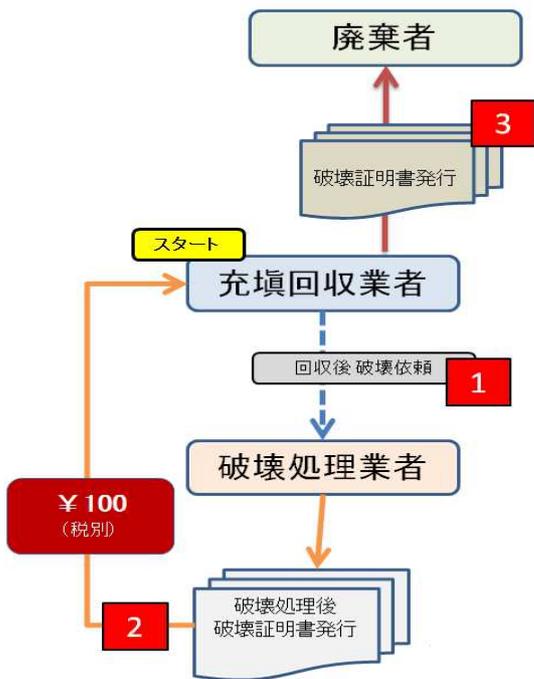
充填回収業者が代行入力して、取次者が1社入って作成する方法

取次が1社入った場合、充填回収業者が回収依頼書を発行した時にポイントが消費されます。

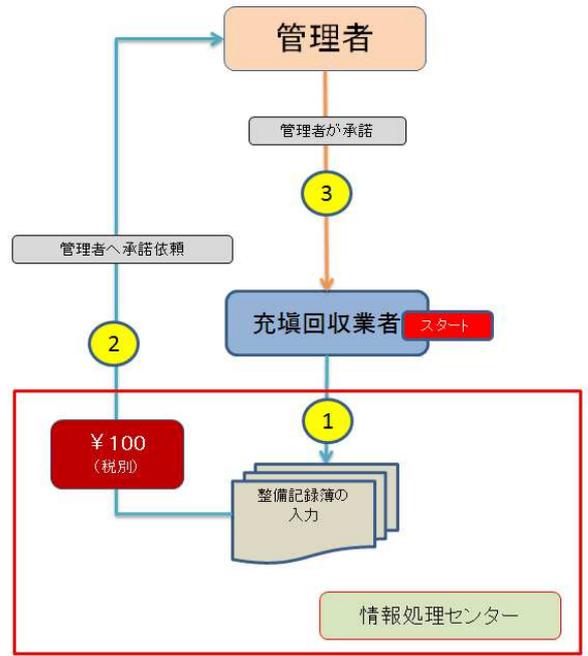


取次1が代行入力して、充填回収業者へ依頼する場合

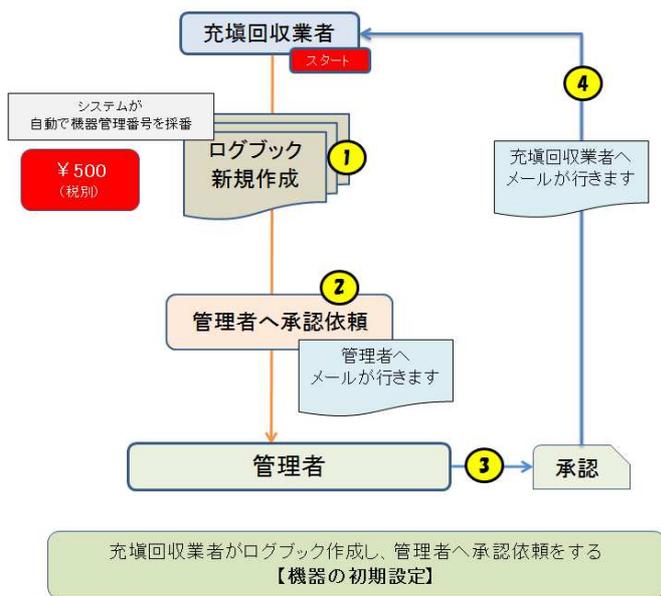
取次が代行入力した場合も同じように回収依頼書を発行する時にポイントが消費されます。



処理業者が、処理証明書を発行する時
(上記の場合は、破壊証明書発行)

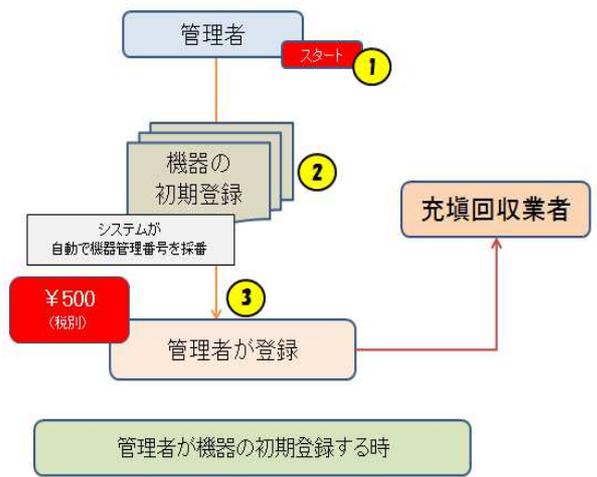


充填回収業者が、ログブックを入力して
管理者に承諾を得る時



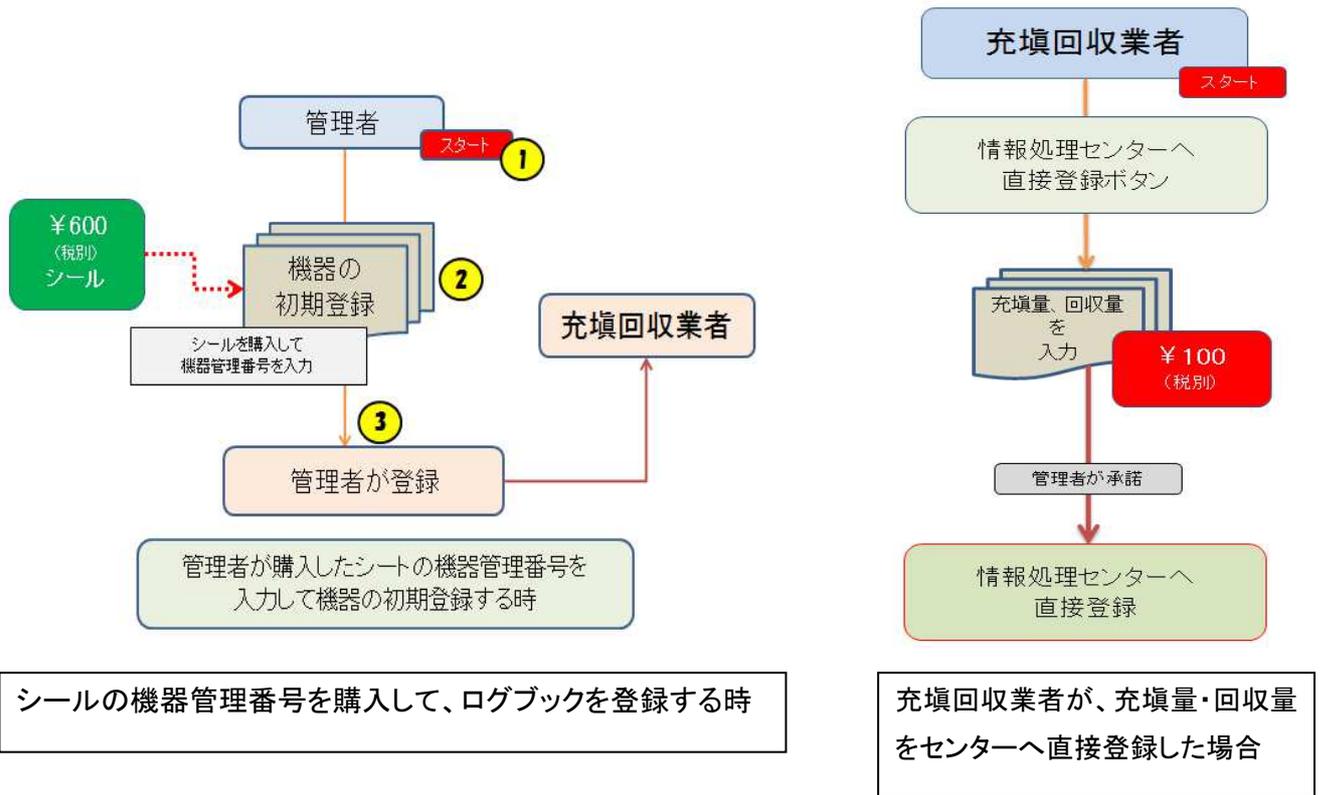
充填回収業者がログブック作成し、管理者へ承認依頼をする
【機器の初期設定】

充填回収業者が、システムから自動で機器管理
番号を採番して、管理者へ依頼する時



管理者が機器の初期登録する時

管理者が、システムから自動で機器管理
番号を採番して、登録する時



機器管理番号(シール) ¥600+税
一度登録すれば、機器の廃棄まで有効

以上